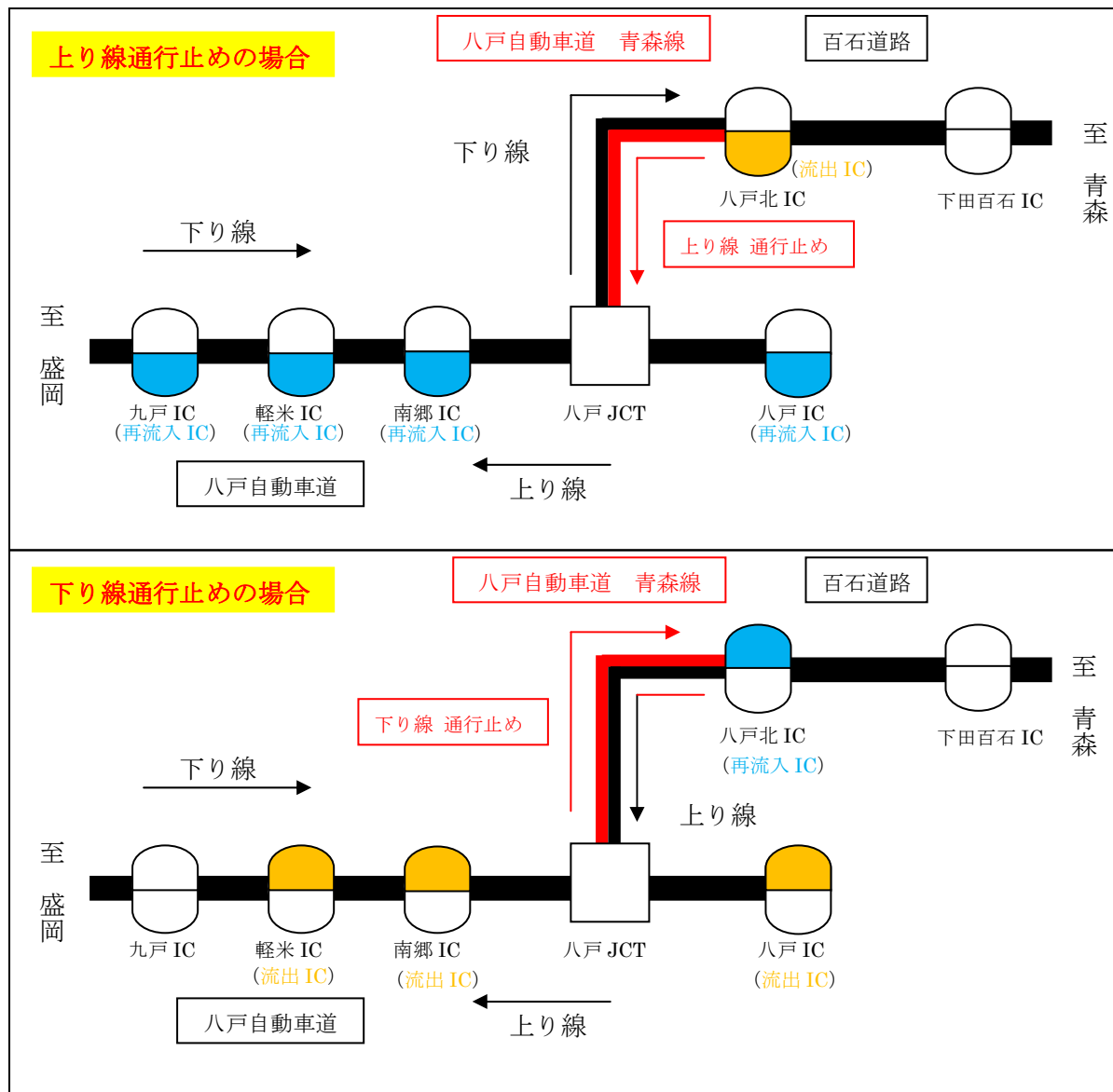


《通行止めに伴う乗継料金調整について》



◆乗継調整のご利用方法

《ETCのお客様》

- ETCをご利用お客様は、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
 - 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。
- なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客様》

- 現金等でお支払いのお客様は、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流出ICで通行券をお受け取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」を通行券をお受渡ください

◆乗継料金調整に関する注意事項

- 通行止め解除後は流出ICから流出されても乗継料金調整を行います。